

諮問第152号の答申 国民生活基礎調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第152号による国民生活基礎調査（令和4年以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和3年5月13日付け厚生労働省発政統0513第3号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「国民生活基礎調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

（2）理由等

ア 報告を求める事項の変更

（ア）「日常生活における機能制限」（健康票）の追加

a. 本申請では、健康票において、国連統計委員会のワシントングループ^{（注）}が開発した質問セットに準拠して「日常生活における機能制限」（以下「質問8」という。）を、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）に追加する計画である。

これについては、次の①及び②に掲げる理由から、おおむね適当である。

- ① 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）において「施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る」とされていることに係る対応であるとともに、「障害者の安定雇用・安心就労の促進を目指す議員連盟」（インクルーシブ雇用議連）の提言において、障害者と障害のない者との比較を可能とする統計の整備等について課題が示される中で、国民生活基礎調査が検討対象として掲げられていることを踏まえた対応であること。
- ② 今回追加する設問は、既に80以上の国々で用いられていることから、その採用により、国際比較可能性の向上が期待されるものであること。

（注）「ワシントングループ」とは、国連統計委員会の要請に基づいて、特定の課題を解決するため設立された組織（シティグループ）の一つであり、国際的な協力の下、障害について国際比較が可能な統計を作成することを目的とした会合

b. ただし、健康票においては、これまでも「日常生活への影響」（以下「質問5」という。）において、健康上の問題における日常生活への影響の有無を尋ねており、質問8の追加により、報告者において、重複感があるのではないかとの懸念がある（質問5と質問8の比較については、別紙を参照）。

このうち、質問5については、従前から「健康寿命」を算出する際の必須のデータとして用いられており、「健康日本21」（平成24年7月10日厚生労働大臣告示）をはじめ「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）、「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）において、健康寿命の延伸目標が掲げられ、政策上極めて重要なニーズがある調査事項と考えられる。そのため、その時系列の継続性を踏まえると、質問5について、現状を維持することは、やむを得ないと考えられる。

一方で、今回追加する質問8についても、新たな必要性に対応するものであるとともに、今回新設する6つの質問と4つの選択肢は、ワシントングループの設問に準拠する必要性から、全体として一体のものであり、大きな改変は困難と考えられる。ただし、その設問について、国際比較可能性を損なわない範囲で修正することは可能と考えられることから、重複感の低減や日本の統計調査としての適切な表現の確保の観点も含め、**図表1**のとおり、計画を修正する必要があることを指摘する。

図表1 「日常生活における機能制限」の統計委員会修正案

| (注：下線表示が修正部分) | | 苦労はありません | 多少苦労します | とても苦労します | 全く出来ません |
|---------------|--|----------|---------|----------|---------|
| 修正案 | (ア) 眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦労はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | (イ) 補聴器を使用しても、聴き取りにくいといった苦労はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | (ウ) <u>歩いたり階段を上りにくい</u> といった苦労はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | (エ) 思い出したり集中したりするのが難しいといった苦労はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | (オ) <u>身体を洗ったり衣服を着る</u> ような身の回りのことをするのが難しいといった苦労はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | (カ) 通常の言語をつかっただけのコミュニケーション（たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることなど）が難しいといった苦労はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・質問5との重複感の低減を図りつつ、適切な表現とするための修正（ウ、オ） ・階段の「上り下り」について、「上り」と「下り」は別の動作であるところ、ワシントングループの設問では「上り」のみの質問としていることに準拠する修正（ウ） ・ワシントングループの設問の順番に準拠するための入替え（エ～カ） | | | | |

(イ) その他の調査事項の追加及び削除

本申請では、前記(ア)のほか、**図表2**のとおり、調査事項の見直しを行う計画である。

図表2 調査事項の追加及び削除の内容

| 事項 | 調査票 | 調査事項 | 変更理由 |
|----|----------------|-----------------------------|----------------------------|
| 追加 | 世帯票 (補問8—7) | ①同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級 | 同居していない場合の主な介護者との関係を分析するため |

| 事項 | 調査票 | 調査事項 | 変更理由 |
|----|-----|-------------------|---|
| 削除 | 世帯票 | ②乳幼児（小学校入学前）の保育状況 | これまでの調査で実態が把握でき、引き続き報告を求める必要に乏しいため |
| | 健康票 | ③健康食品の摂取の有無 | これまでの調査で実態が把握でき、引き続き報告を求める必要に乏しいため |
| | 介護票 | ④主な介護者以外の介護者の状況 | ①の「同居せずに手助けや見守りをしている者の年齢階級」の新設による報告者負担を軽減するため |

(注) 図表に記載するもののほか、調査票に表示する年次の更新など形式的な修正も行う。

このうち①、③及び④については、利活用ニーズを踏まえた統計の充実及び報告者負担増加の抑制の両面から、適当である。

しかし、②の「乳幼児（小学校入学前）の保育状況」（世帯票）の削除については、保育状況の充実が女性の就業継続にどのような影響を与えたか等の研究が多数行われており、この削除によって、政策の評価ができなくなる恐れがあるとの観点から、引き続き把握する必要があることを指摘する。

(ウ) 集計事項の変更

本件申請では、前記（ア）及び（イ）の調査事項の変更に伴い、集計事項を変更するとともに、ニーズが少ないと判断した集計を取りやめる計画である。

これについては、本調査において、非常に多くの集計がなされている中、集計表を精査しようとするものであり、利用状況を踏まえたものであることから、おおむね適当である。

ただし、前記（イ）の指摘に基づき、「乳幼児（小学校入学前）の保育状況」に関する集計を引き続き行うほか、質問8の追加に伴う集計事項については、**図表3**のとおり、性・年齢別の集計及び就労状態別の集計に加えて、就学状態別の集計も行う必要があることを指摘する。

図表3 集計事項の追加内容

| 今回申請された集計事項の追加 | | 統計委員会修正案 | |
|----------------|---|----------|--|
| 第11表 | ・「世帯人員（6歳以上）、日常生活における機能制限・性・年齢（5歳階級）別」 | 第11表 | ・「世帯人員（6歳以上）、日常生活における機能制限・性・年齢（5歳階級）別」 |
| 第35表 | ・「世帯人員（15歳以上）、日常生活における機能制限・仕事の有・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無・性・年齢階級別」 | 第35表 | ・「世帯人員（15歳以上）、日常生活における機能制限・仕事の有・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無・性・年齢階級別」 ・「 <u>世帯人員（15歳以上）、日常生活における機能制限・教育・性・年齢階級別</u> 」 |

イ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、これまでの調査員調査の方法（一部郵送回収も実施）に加え、パソコン、スマートフォン及びタブレットからも回答できるオンライン調査（政府統計共同利用システム

を利用)を導入する計画である。また、導入に当たり、令和4年調査については、一部の都道府県を指定した上で実施し、令和5年調査から、全国で行う計画である。

このうち、オンライン調査の導入については、本調査に係る諮問第118号の答申(平成30年12月17日。以下「前回答申」という。)において指摘された課題を踏まえた対応であり、報告者が回答する際の選択肢の拡充により、回収率の向上に寄与すると期待されるとともに、調査の効率化にも資することから、適当である。

また、オンライン調査の段階的な導入については、

- ① 予算上の制約等により試験調査が行えない状況にあって、直ちに全国導入は困難である一方で、前回答申における指摘を受けて、令和4年調査からの導入は必須のものであること、
- ② 全ての調査票を用いる大規模調査の際に導入しなければ、その導入効果の検証や改善すべき課題の整理が十分に行えないことを踏まえたものであり、制約のある中での選択としてはやむを得ないものであるが、令和4年調査の実施状況を検証・検討しつつ、5年調査で全国導入する方向性については、適当である。

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申において、①回収率向上に向けた更なる取組の推進等、②調査方法等に関する情報提供の充実について、検討課題として指摘されている。

(1) 回収率向上に向けた更なる取組の推進等

この課題は、本調査の回収率の向上が大きな課題であるとともに、地方公共団体の事務負担及び報告者負担の両面が大きいとの認識から示されたものであるが、その後、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って、令和2年調査が中止された経緯もあり、現在では、調査の最前線である保健所を始めとする地方公共団体の負担軽減が課題になっている。

これについて、厚生労働省は、以下の取組を行うこととしている。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年調査において、郵送回収の要件を緩和しているが、その効果の検証を行い、令和5年調査に向けて、郵送回収の要件の緩和を検討
- ② 令和4年調査において一部の都道府県においてオンライン調査を導入し、課題等の整理を行いつつ、令和5年調査において全面的な導入(前記1(2)イを参照)
- ③ 令和3年調査から、調査対象者や調査員からの照会についてコールセンターを設置

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、調査を安定的に継続するため、様々な取組について検討・対応されており、これらの取組が、今後も継続的に実施されることを前提として、課題への対応は、適当である。

(2) 調査方法等に関する情報提供の充実

この課題は、地域別の回収率の公表について検討を求めるものであったが、厚生労働省は、既に、令和元年調査(大規模調査)結果において、世帯票の地域ブロック別及び市郡別の回収率を同省ホームページにおいて掲載しており、課題への対応は、適当である。

3 今後の課題

(1) 質問8の有用性の分析及び類似項目との関係の明確化

質問8については、新設項目であることから、令和4年の調査結果を踏まえて、その有用性について分析するとともに、質問5を始め、本調査における類似項目との間における把握範囲の重なりや相違について、次回の大規模調査となる令和7年調査の企画時期までに、改めて整理すること。

(2) 未成年に係る健診等の受診状況について

本申請に係る審議の過程において、内閣に対して「障がい児・者を含む若者の健康診断受診率の把握に関する質問主意書」（令和3年6月10日付け質問第193号）が提出され、その中で、本調査における未成年に係る健康診断受診率の把握について質問があったところである。

これについて、厚生労働省は、国民生活基礎調査における「健診等の受診状況」（健康診断、健康診査及び人間ドックの受診状況の総称）の設計の考え方として、世帯員の生活習慣である「飲酒の状況」及び「喫煙の状況」を把握した上で、健診等の受診状況を把握する設計となっていることから、調査対象を20歳以上の者としており、未成年者に係る健診等の受診状況の調査については、今後、政策上の必要性等を踏まえた上で、検討することとしている。

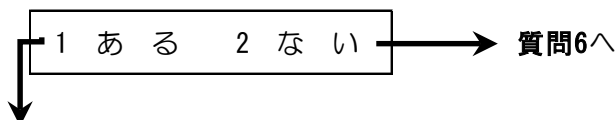
については、未成年に係る健診等の受診状況の把握について、今回の問題提起を踏まえ、他機関の統計での把握状況や統計の体系的整備の観点も踏まえ、次回の大規模調査となる令和7年調査の企画時まで整理すること。

(3) オンライン調査の効果の検証等

令和4年調査におけるオンライン調査の実施状況や、効果・影響について検証し、全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年調査において、全国導入を図ること。

健康票の問5（既存）及び問8（新設）

質問5 あなたは**現在**、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。



補問5-1 それはどのようなことに影響がありますか。**あてはまるすべての番号**に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など） | 4 運動（スポーツを含む） |
| 2 外出（時間や作業量などが制限される） | 5 その他 |
| 3 仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される） | |

質問8 次の(ア)から(カ)の質問について、**日常生活で苦勞していることについて**、6つの項目それぞれの**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

| | 苦勞はあ りません | 多少苦勞 します | とても苦 勞します | 全く出来 ません |
|--|--------------|-------------|--------------|-------------|
| (ア) 眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦勞はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (イ) 補聴器を使用しても、聴き取りにくいといった苦勞はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (ウ) 歩行や階段の上り下りがしにくいといった苦勞はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (エ) 通常の言語をつかっのコミュニケーション（たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることなど）が難しいといった苦勞はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (オ) 思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (カ) 入浴や衣服の着脱のような身の回りのことをするのが難しいといった苦勞はありますか。 | 1 | 2 | 3 | 4 |

(注) 質問5及び8は、申請時のもの